



ソーシャルプロダクツ・アワード2021 応募要項

主催：一般社団法人ソーシャルプロダクツ普及推進協会

目次

1. 概要
2. 背景、理念、目的
3. 仕組み(応募から受賞までの流れ)
4. 応募対象商品・サービスおよび応募資格
5. 募集テーマ
6. 審査理念・審査方針
7. 審査のポイント
8. 審査員および審査方法
9. 賞の種類
10. 審査料
11. SPAマーク等の使用および使用料
12. 参加のメリット
13. SPAの応募方法
14. 応募にあたっての留意事項
15. SPA2021のスケジュール

補足1. 審査ならびに情報開示

補足2. 応募情報の取扱い、およびその使用範囲

補足3. 審査委員の資格、条件等

1. 概要

正式名称 日本語: ソーシャルプロダクツ・アワード 英語: Social Products Award (略称: SPA)

主催 一般社団法人 ソーシャルプロダクツ普及推進協会

内容

人や地球にやさしい、以下のようなソーシャルプロダクツを表彰します。

◇エコ(環境配慮)、◇オーガニック、◇フェアトレード、◇寄付(売上の一部を通じた寄付)、◇地域の活力向上

◇伝統の継承・保存、◇障害者支援、◇復興支援、などに関連する人や地球にやさしい商品・サービスの総称で、生活者が持続可能な社会づくりに関する行動や団体とつながる事が出来るもの。

応募対象

生活者が購入可能なソーシャルプロダクツ(食品や住宅から、旅行、金融商品に至るまでジャンルを問わない)

応募テーマ

①年度テーマ(SPA2021)

障害者の生きがいや働きがいにつながる商品・サービス

デザインや製造、販売といった、商品・サービスの開発・提供過程(の一部)に、障害者が携わっており、障害者の社会参加や自立につながるもの。

②自由テーマ

生活者が「持続可能な社会」づくりに参加できる商品・サービス

例) エコ(環境配慮)、オーガニック、フェアトレード、寄付(売上の一部を通じた寄付)、地域の活力向上、伝統の継承・保存、復興支援など

1. 概要

応募期間 2020年7月1日(水)～10月23日(金)

審査方法・内容

有識者・専門家審査員と生活者審査員による書類・実物審査

賞の種類

各テーマごとに大賞・優秀賞・生活者審査員賞・ソーシャルプロダクツ賞

後援等支援団体(予定含む)

経済産業省、環境省、消費者庁、復興庁

株式会社大丸松坂屋百貨店

株式会社環境新聞社、株式会社福祉新聞

一般社団法人エシカル協会、一般社団法人オーガニックフォーラムジャパン

サステナビリティ消費者会議

地方創生SDGs官民連携プラットフォーム

大阪商工会議所

日本商品学会

株式会社SoooooS.カンパニー、株式会社YRK and

2. 背景、理念、目的

背景

環境問題や貧困問題、食の安全・安心の問題など、さまざまな社会的課題を解決するには多くの生活者を巻き込むことが必要である。身近な商品やサービスに社会的価値や意味を組み込んだソーシャルプロダクツにはその可能性があるが、いかに普及していくかが課題となっている。

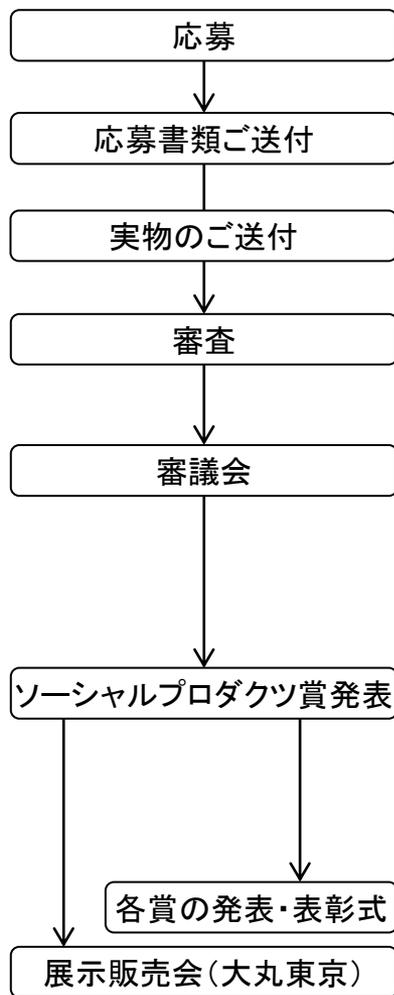
理念

「ソーシャルプロダクツを通して世界を変える」

目的

- (1)優れたソーシャルプロダクツの情報を生活者に広く提供し、身も心も豊かなライフスタイルの実現を後押ししていくこと。
- (2)ソーシャルプロダクツを通して持続可能な社会づくりに取り組んでいる企業、団体を応援すること。
- (3)ソーシャルプロダクツの普及を通じて持続可能な社会を実現すること。

3. 仕組み(応募から受賞までの流れ)



応募書類ご送付

実物ご送付(受け入れ期間:11/4~11/6のみ)

審査(書類・実物審査)

商品・サービスの「社会性」、「商品性」および「ストーリー」を、審査員が応募書類と実物から審査します。

審議会の開催

審査後に有識者・専門家審査員を集めて審議会を開催。その際、ソーシャルプロダクツ賞授与に意義はないか確認。また、ソーシャルプロダクツ賞受賞商品・サービスの中から、大賞および優秀賞を選出。

ソーシャルプロダクツ賞発表

受賞対象を決定し、「ソーシャルプロダクツ賞」を発表。また後日、協会WEBサイト特設ページを通じ、全ての受賞対象の情報を発信。受賞対象は登録後「SPAマーク」を使うことが可能。

上位賞の発表・表彰式、展示会

大賞および優秀賞、生活者審査員賞を発表。また、あわせて表彰式・展示販売会を開催(全ソーシャルプロダクツ賞受賞商品・サービスが対象)。

4. 応募対象商品・サービスおよび応募資格

応募対象商品・サービス

以下の5点を全て満たすもの。

- (1) 何らかの社会的課題の解決に貢献する全ての商品・サービス(食品、化粧品、アパレル、雑貨、住宅、家電、自動車、旅行、金融商品など、有形・無形を問わない)
- (2) 生活者が、商品・サービスの購入や利用を通して持続可能な社会づくりへの参加(人・環境・地域社会への貢献)が可能であるもの。
- (3) 社会性と商品性(機能や品質、デザインなど)を兼ね備えたもの
- (4) 一般の生活者が購入および利用できるもの ※企業向け(B to B)のものは対象外
- (5) 2020年10月23日までに販売実績があり、2020年10月24日以降も継続して販売予定があるもの

※単体の商品でなくても、同一商品カテゴリー内であれば、複数の商品をまとめて(ブランドとして)応募することが可能。ただし、商品カテゴリーが複数の領域にまたがっている場合は、同一ブランドであってもそれぞれの商品カテゴリーでの応募を条件とする

応募資格

ソーシャルプロダクツの企画・製造(委託製造も含む)・販売を行っている企業、団体、個人

ただし、外国企業の日本法人や海外ブランド・商品の日本における正規輸入代理店は、製造を行ってなくても応募が可能である。

※複数の企業や団体等による連名での応募も可能

※1社あたりの応募商品・サービス数に制限なし

※応募は、当協会会員以外も可能

5. 募集テーマ

応募時にどちらのテーマにエントリーするか選択いただく

①年度テーマ(SPA2021)

障害者の生きがいや働きがいにつながる商品・サービス

デザインや製造、販売といった、商品・サービスの開発・提供過程(の一部)に、障害者が携わっており、障害者の社会参加や自立につながるもの。

②自由テーマ

生活者が「持続可能な社会」づくりに参加できる商品・サービス

例)エコ(環境配慮)、オーガニック、フェアトレード、寄付(売上の一部を通じた寄付)、地域の活力向上、伝統の継承・保存、復興支援など、何らかの社会的課題の解決につながるもの。

6. 審査理念・審査方針

審査理念

「持続可能な社会の実現に向けて、ソーシャルプロダクツに光をあて、進化を後押しする」

審査方針

- (1) 商品・サービスが持つ価値(社会的価値＝社会性、個人的価値＝商品性)を、様々な観点のもと、「生活者の視点」で総合的に審査する。
- (2) 商品・サービスに付随するストーリーも合わせて審査する。
- (3) 公明正大、かつ、透明性を持って審査する。
- (4) 応募商品・サービスの持続可能な発展を促進するフィードバックを付与する。

7. 審査のポイント

(1) 社会性

生活者が商品・サービスを選択するにあたって、それらが持つ社会的課題の解決、持続可能な社会づくりへの貢献などは商品選択の重要な要素となるため、SPAでは、環境や人、地域社会に対する配慮である「社会性」を審査の対象とする。

- ①生活者が「持続可能な社会」づくりに関心をもつような啓発活動をしている。
- ②社会的課題の解決に向けた取り組みの実績がある。
- ③社会的課題の解決に対する取り組みが既存の枠にとらわれないユニークで先進的なものとなっている。

(2) 商品性

生活者が商品・サービスを選択するにあたって、それらが持つ機能やデザインなどは商品選択の重要な要素となるため、SPAでは、機能・品質、使い勝手・デザインなどの「商品性」を審査の対象とする。

※ここでいう「デザイン」とは、物品の形状・模様・色彩などの狭義のもの。

(3) ストーリー

ソーシャルプロダクトは、何らかの形で社会的課題の解決に貢献するものである。それゆえ、商品やサービスの開発にあたっては、その商品ならではの開発背景や思いなどが産まれる。SPAでは、そうしたストーリーも審査の対象とする。

※配点について

- (1)- ①社会性: 生活者啓発・行動変革: 20点
- (1)- ②社会性: 実績: 10点
- (1)- ③社会性: 独自性・先進性: 10点
- (2)-商品性: 機能・品質・デザイン・使い勝手: 40点
- (3)-ストーリー: 20点

8. 審査方法および審査員

審査

(1) 有識者・専門家審査員

商品・サービスの「社会性」、「商品性」および「ストーリー」を、審査員が応募書類と実物から審査します。「社会性」、「商品性」および「ストーリー」を合わせた総合的な評価から、大賞、優秀賞、生活者審査員賞、ソーシャルプロダクツ賞の受賞商品・サービスを決定。

(2) 生活者審査員

一般の生活者も審査員となり、生活者の視点から「商品性」を評価。生活者審査員は、商品・サービスの「商品性」だけでなく、「社会性」および「ストーリー」の簡易的な審査も実施。

審議会(大賞・優秀賞の選出)

テーマごとのソーシャルプロダクツ賞受賞商品・サービスから、審議会にて大賞 および優秀賞の各賞を選出。なお、生活者審査員賞は、生活者審査員から最も評価が高かったものに授与される。

8. 審査方法および審査員

【年度テーマ審査員】

- 池田 千登勢 (東洋大学ライフデザイン学部 教授)
神原 理 (専修大学商学部 教授、APSP理事)*
高橋 義則 (株式会社ユニバーサルデザイン総合研究所 代表取締役社長、APSP理事)*
中尾 文香 (特定非営利活動法人ディーセントワーク・ラボ 代表理事)
姫路 まさのり (放送作家・ライター／「障がい者だからって、稼ぎがないと思うなよ。」著者)
福寿 満希 (株式会社LORANS. 代表取締役)

【自由テーマ審査員】

- 遠藤 祐子 (株式会社メディアジーン 執行役員 Mashing Up編集長)*
鎌田 安里紗 (エシカルファッションプランナー)
神原 理 (専修大学商学部 教授、APSP理事)*
高橋 義則 (株式会社ユニバーサルデザイン総合研究所 代表取締役社長、APSP理事)*
古谷 由紀子 (一般財団法人CSOネットワーク 代表理事、サステナビリティ消費者会議 代表)
三柴 淳一 (国際環境NGO FoE Japan 理事)*

敬称略

※肩書きの後ろに*がついている方は前回アワードからの継続。
※上記の有識者審査員のほかに、生活者審査員を20名公募します。

9. 賞の種類

ソーシャルプロダクツ賞

応募商品・サービスにおいて、社会性と商品性の両面、およびストーリーの観点から、優れていると認められるものに授与

大賞および優秀賞、生活者審査員賞

ソーシャルプロダクツ賞受賞商品・サービスの中から選出

(1) 大賞(テーマごとに1点ずつ選出)

社会性と商品性の両面、およびストーリーの観点から、最も優れていると認められるものに授与。

(2) 優秀賞(テーマごとに1点ずつ選出)

社会性と商品性の両面、およびストーリーの観点から、2番目に優れていると認められるものに授与。

(3) 生活者審査員賞(テーマごとに1点ずつ選出)

生活者審査において、最も高い評価を獲得したものに授与。

10. 審査料

- ▷ 非営利法人・個人事業・・・30,000円/件(税別)
- ▷ 営利法人(従業員数101名以上)・・・70,000円/件(税別)
- ▷ 営利法人(従業員数21名以上100名以下)・・・50,000円/件(税別)
- ▷ 営利法人(従業員数20名以下)・・・30,000円/件(税別)

※審査料は、審査前の所定の期日までに指定の口座に振込

※表彰式参加費、展示会費、WEB、カタログ製作費等も含む

※APSP会員団体および、同一団体からの2商品エントリー目からは半額

11. SPAマーク等の使用および使用料

SPA受賞商品/APSP認定ソーシャルプロダクツ

SPA2021で受賞した商品・サービスは、SPA受賞商品/APSP認定ソーシャルプロダクツであることを発信・表示することが可能。

※APSP認定ソーシャルプロダクツであることを発信・表示することができるのは、受賞から2年後の3月末まで。ただし、期間終了後に改めて事務局による審査を受けて認められると、さらに2年間、APSP認定ソーシャルプロダクツであることを発信・表示することが可能。



SPAマーク

SPAマークとは、ソーシャルプロダクツ賞を受賞した商品・サービスが使用できるもので、このSPAマークを使用することによって、当該商品・サービスの社会性と商品性が高いレベルで調和していることを広く生活者にアピールすることが可能。

※マークの使用については別途手続きが必要なため事務局まで問い合わせ

【マーク使用料】35,000円～150,000円/年

(税抜、企業・団体規模や商品・サービス価格によって使用料が異なる)

※受賞企業ホームページへのSPAマークの表示は無償

12. 参加のメリット

ソーシャルプロダクツ賞を受賞した商品・サービスの主な特典

- (1) SPAマークが使用でき、商品性と社会性が高いレベルで調和している商品として広くアピールが可能。
- (2) 表彰式、大丸東京店での展示販売会で、生活者やメディアへの直接のアピールが可能。生活者から生の声を聞ける上、他の受賞企業とのビジネスマッチングの場としても活用できる。
- (3) 有識者・専門家審査員からのフィードバックコメントを受け取れる。また、生活者審査員からのコメントもご提供可能。それらを元に受賞後、APSPと共に商品・サービスをブラッシュアップしていくことができる(本格的なコンサルティングは有料)。
- (4) 協会の様々な広報活動(受賞商品カタログ、HP掲載、プレスリリース、メルマガ、各種SNS発信、取材記事、セミナーなど)を通じて広く発信。
- (5) 他の受賞企業やAPSPネットワーク内学生とのコラボレーション企画・マッチングサポート可能。
- (6) 関連会社の株式会社SoooooS.カンパニーが運営するソーシャルプロダクツのショッピングモールの会員向けにアンケートや商品モニターの実施が可能。

13. SPAの応募方法

エントリーシートを協会WEBサイトからダウンロードし必要事項を記入の上、添付資料とともに、メールにて事務局宛(info@apsp.or.jp)に送付(添付書類の別途郵送は可能)。

添付資料

- (1) 商品の場合は、その写真(WEB上で全体像の十分な確認が出来る場合は不要)
- (2) FSCやMSC、有機JASなど、環境配慮やオーガニック、フェアトレードなどに関する、何かしらの認証を受けている場合は、その認証の写し
- (3) 寄付つき商品の場合は、寄付をした団体への寄付を証明するものの写し、あるいは寄付をする取り交わし・契約を証明するものの写し
- (4) サプライチェーンの中で協力団体と環境や人権などに関する取り決めや確認を行っている場合、その内容が分かるもの
- (5) その他、商品やサービスに関する資料

※上記添付資料は必須ではないが、信頼性に影響するものであるため、可能な限り提出のこと(評価にあたっては信頼性も考慮)

※応募書類一式は返却しません

14. 応募にあたっての留意事項

(1) 応募者の責任に帰する事項

応募商品・サービスにおいて、著作権や意匠権など、他社や他人の権利の侵害等が問題になった場合、責任は応募者にあるものとし、主催者は一切の責任を負わない。

(2) 応募の取り消し

応募者の責に帰す事由で、応募を取り消す場合、支払済みの審査料等の返金は一切出来ない。

(3) 表彰の取り消し

以下のことが行われたり、明らかになった場合、主催者は表彰を取り消すことができる。

- ・応募内容に関する虚偽
- ・著作権や意匠権など、他社や他人の権利の侵害
- ・その他主催者がふさわしくないと判断する行為

なお、上記のことが発覚した場合、審査料の返金は行わない。

(4) 審査内容に関する問い合わせ

主催者および審査員は、受賞に至らなかった商品・サービスを含め、個別の審査内容に関する問い合わせには一切応じない。

(5) 応募書類に関して

事務局より応募書類に関する問い合わせをする場合がある。

また、ご提出いただいた応募書類一式は返却いたしません。

15. SPA2021のスケジュール

2020年6月23日	概要発表
2020年7月1日	応募受付開始
2020年7月29日	応募説明会(オンライン)
↓	
2020年10月23日	応募締切
↓	
2020年11月4日～6日	実物ご送付
2020年11月9日～25日	書類・実物審査
2020年12月9日	審議会
2021年1月中旬	ソーシャルプロダクツ賞発表
↓	
2021年2月12日	表彰式(大賞・優秀賞発表 会場未定)
2021年2月24日～3月2日	展示販売会(大丸東京店予定)

補足資料

補足1. 審査ならびに情報開示

審査

- (1) 審査員は、ソーシャルプロダクツ賞および大賞・優秀賞、生活者審査員賞について、SPAの理念と審査方針に基づいて審査を行い、受賞商品・サービスを決定する。
- (2) ソーシャルプロダクツ賞は審査で一定以上の評価を得たもの全てが受賞し、大賞・優秀賞は、各審査員の審査結果と協議をもとに決定する。なお、生活者審査員賞は、生活者審査員による審査をもとに決定する。
- (3) ソーシャルプロダクツ賞、大賞・優秀賞、生活者審査員賞に該当する応募商品・サービスがないと判断した場合は、その年の当該賞の授与は行わない。

情報開示

- (1) SPA事務局は、ソーシャルプロダクツ賞および大賞・優秀賞・生活者審査員賞を受賞した全ての商品・サービスについて、その受賞理由をWEB上で公開する。
- (2) 主催者および審査員は、受賞に至らなかった商品・サービスを含め、個別の審査内容に関する問い合わせには一切応じない。

補足2. 応募情報の取扱い、およびその使用範囲

- (1) 応募に際して記入、提出された企業や商品・サービスの情報、添付書類は、事務局にて厳正に管理、保管する。
- (2) 提出した情報や添付書類は、ソーシャルプロダクツ・アワード事業および当協会の事業活動に必要な範囲内で、アワード主催者および関係者が使用。応募に際しては、その点を了承頂いたものとする。

※ 発売前商品等で守秘義務契約の締結等が必要な場合は、事務局に相談。

※ 個人情報保護方針は、以下のURLを参照。

<http://www.apsp.or.jp/policy/>

補足3. 審査委員の資格、条件等

資格

有識者・専門家審査員は、以下のいずれかの領域で深い知見、経験を有するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-----------------------|
| (1) ソーシャルプロダクト | (10) 環境問題 |
| (2) ソーシャルビジネス | (11) 貧困問題(途上国の開発問題) |
| (3) CSR、CSV | (12) 人権・労働者問題 |
| (4) マーケティング (ソーシャルマーケティングを含む) | (13) 地域・コミュニティー問題 |
| (5) 商品のデザイン | (14) 医療・福祉問題 |
| (6) 商品の品質・機能 | (15) 教育問題 |
| (7) 商品開発 | (16) 伝統・文化問題 |
| (8) 有機農法(オーガニック) | (17) NPO、NGO(非営利組織)など |
| (9) フェアトレード | |

条件等

- (1) 審査員は、自身が企画、設計、技術協力、コンサルティングなど、何らかの形で関与している商品・サービスについては、その審査に加わることはできない。
- (2) 審査員は、明らかになっていない商品・サービスの情報などを与えるなどして、他の審査員に影響を与えるような言動を行ってはならない。
- (3) 審査員(生活者審査員も含む)は、SPA主催者と守秘義務に関する誓約を文書で交わし、応募商品・サービスに関わる情報や審査の経過などの秘密・個人情報を第三者に口外してはならない。